

市民の皆さまへ

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、未曾有の大震災となり、市民の皆さまにおかれましては、これまでにない恐怖と驚き、苦痛、そして深い悲しみを感じられたことと思います。

この震災により茨城県内および各県で多くの尊い命が失われたことに深い哀悼の意を捧げますとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。本市では、幸いにして亡くなった方はおりませんでした。住宅、社屋などの建物のほか、水道をはじめとするライフラインや道路などのインフラに、市内全域でかつてない規模での被害が発生いたしました。

市では、地震発生後直ちに災害対策本部を設置し、被災者の救援・救護を最優先しながら、避難所の開設、建物や道路への応急措置およびライフラインの復旧に全力で取り組みました。

こうした中で、災害発生直後から地区長や民生委員の皆さまを始め、地域の自主防災会、消防団などによる自主的な救援・救護が行われましたことに、心から感謝申し上げます。

また、多くの自治体をはじめ各方面の皆さまにも、救援物資の提供など心温まる数々のご支援を賜り、心から感謝とお礼を申し上げる次第です。

市民の皆さまには、日々の生活で大変ご不便・ご不自由をおかけいたしました。また、皆さま方のご支援・ご協力をおかけいただき、ライフラインにつきましても、全面復旧し、道路をはじめとする公共施設につきましても、復旧に向けて順調に修繕工事が進められております。

今なお余震が収まらず、更に福島原発の状態も大変気がかりな状況の中、市民の皆さまには不安な日々をお過ごしのことと思いますが、皆さまと一丸となつて、この難局を乗り越え、平穏な日々を取り戻してまいりたいと考えております。

なお、市民の皆さまには、引き続き、強い余震や停電などの発生に十分な防災の備えをしていただくとともに、節電・節水に心がけていただくよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

土浦市長 中川 清

ご利用ください

復旧支援制度

この度の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆さんに、主な復旧支援制度を紹介します。

詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

住宅等災害復旧資金利子補給金

被災した方が住宅を改築、改修するためのローンに対する利子補給を実施します。

対象者／次のいずれにも該当する世帯主

●市内に住民登録し、かつ市内に居住し、住宅のり災証明書を交付された方

●被災者、またはその世帯員が金融機関から住宅等災害復旧にかかる資金を借り入れている方

借入額／500万円(上限)

利子補給額…年利3%に相当する額(限度額)

※原則として年2回

補給期間／最大7年間

指定金融機関／市の指定金融機関、収納代理金融機関および住宅金融支援機構

☎ 建築指導課建築係(☎内線2488)

住宅金融支援機構 災害復興住宅融資制度

被災住宅を復旧するための資金の融資を利用できます。

対象者／災害により被害が生じた住宅の所有者で、り災証明書を交付された方

※詳しくは、住宅金融支援機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/index.html>)をご覧ください。

☎ 住宅金融支援機構(☎0120-086-353)

母子寡婦福祉資金

対象者／母子家庭の母、寡婦

内容／災害で復旧に必要な住宅の建設、または購入・補修・保全・改築・増築への貸し付け

貸付金額／200万円以内

貸付利率／保証人あり…無利子、保証人なし…年1.5%

償還期間／最大7年間

☎ 県南県民センター(☎822-7217)

こども福祉課保育係(☎内線2418)

茨城県社会福祉協議会 生活福祉資金貸付制度

災害を受けたことで、臨時に必要な経費を貸し付けます。

対象者／低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

貸付限度額／250万円(住宅の補修など)、150万円(臨時に必要な経費)

返済期限／いずれも7年

※詳しくは、お問い合わせください。

☎ 土浦市社会福祉協議会(☎821-5995)

農林漁業セーフティネット資金

被災を受けられた農林漁業者に、経営を安定・維持するための資金を貸し付けます。

対象者／認定農業者など

☎ 日本政策金融機関(☎0120-154-505)

東北地方太平洋沖地震特別対策融資

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業の皆さんへ、災害復旧や経営安定化のための融資制度を実施します。

対象者／次のいずれかに該当する県内に事業所がある中小企業者など

●り災証明を交付された方

●この震災の影響で地震発生後1か月当りの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少している方(見込みを含む)

※詳しくは、県産業政策課ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syokou/shosei/shosei.htm>)をご覧ください。

☎ 県産業政策課金融グループ(☎029-301-3530)

下水道受益者負担金の猶予

災害で負担金を納付することが困難と認められたときは、徴収を猶予することができます。

☎ 下水道課管理係(☎内線2250)

◎災害により被害を受けたことを証明するには、り災証明書が必要です。

り災証明書の交付

とき／午前9時～午後4時

ところ／土浦市役所課税課(本庁舎1階)

持参するもの／被災の証明になるもの(写真など)

☎ 課税課(☎826-1111 内線2260)



INFORMATION

情報ひろば

土浦市役所 ☎826-1111
マイシティつちうら
 土浦ケーブルテレビ アナログ2ch、デジタル11ch(111ch)【毎日9:00/12:00/16:00/20:00の各15分間】まちの話題やニュースをお届けします。
つちうら情報ステーション
 茨城放送(1458kHz)【毎週木曜日8:25~8:30】市のイベントや事業などの情報をお届けします。
テレフォンサービス ☎823-1188

お知らせ

新子育て交流さろんのぞみ」がオープンしました

親子が気軽に集い、子育てに関する不安や悩みを相談したり、保護者同士が自由に交流できる無料のスペースです。ところ／東真鍋町2-5(市民会館駐車場脇)
 開所時間／月～土曜日 午前9時～午後5時(祝日を除く) 利用出来る方／就学前のお子さんとその保護者 ※予約不要。直接お越しください。
 ☎内線23004



介護支援ボランティアに参加してみませんか

介護支援ボランティア活動を通して社会貢献や、自身の介護予防を目指します。また、実績に応じて、交付金を受け取ることもできます。

参加できる方／市内に住み登録のある65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)で、介護保険料の未納がない方
 活動場所／市が指定する市内の特別養護老人ホーム
 活動内容／話し相手、レクリエーションなどの指導、移動の補助などの軽微で補助的な活動
 申込方法／高齢福祉課へ直接 ※市への登録後、研修を受けていただきます。詳しくは、お問い合わせください。
 申問 高齢福祉課 ☎内線2455、2478

貯水水道を使用・計画されている方へ

貯水水道(受水槽などの衛生上の問題を解消するため、4月1日から3階以上の中高層建築物(アパート、マンション)などへの給水方式が一部緩和され、直結増圧給水方式が利用できるようになりました。

直結増圧給水方式を利用するときは、配水管や給水管の口径などに制限がありますので、工事申請の前に事前協議が必要です。
 ※詳しくは、お問い合わせください。
 水道課 ☎821・6237

土浦市障害者計画策定委員を募集します

市では、障害福祉サービスの必要量確保などのために、障害者自立支援法に基づき「土浦市障害福祉計画(第3期)」を平成23年度に策定します。この計画の策定に、市民の立場から参画していただく委員を募集します。
 任期／委嘱の日から計画策定終了まで(平成24年3月予定)

募集人数／2人
 申込方法／応募用紙に必要事項を記入のうえ郵送、メールまたは直接
 ※用紙は障害福祉課に設置してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
 申込締切／4月22日(金)(必着)
 選考方法／書類選考
 ※選考結果は、応募者に郵送します。

用障障害福祉課
 ☎内線2339
 shougai@city.tsujiura.lg.jp

学生納付特例制度をご利用ください

学生納付特例制度は、在学生中の保険料を、社会人になつてから納めることができる制度です。
 保険料の納付が困難なときは、市の国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所で前年の

所得などを審査して、承認を受けること、その期間の保険料の納付が猶予されます。
 対象者／大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が118万円以下の方
 承認期間／4月(または20歳の誕生日)から翌年3月まで
 ※申請手続きは毎年度必要
 持参するもの／年金手帳、平成23年度有効の学生証または在学証明書(「バー可」)、はんこ(本人以外の方が申請されること)、会社などを退職をして学生になった方は雇用保険被保険者離職票など(「バー可」)
 ※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。
 国民年金課国民年金係 ☎内線2440、土浦年金事務所 ☎824・7121

4月から運用を予定していた防災行政無線を、緊急事態発生との判断から活用しましたが、一部の地域で聞きづらいなどの不具合が生じてしまいました。今後、機器調整などを行いますのでご理解をお願いいたします。



かすみがうらマラソン大会開催中止のお知らせ

4月17日(日)に予定しておりました「第21回かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンかすみがうら大会」の開催は中止とさせていただきます。

去る3月11日(金)に発生いたしました、東北関東大震災により開催地であります土浦市並びにかすみがうら市におきましても、大きな被害を受けました。

大会の開催に向け、懸命に努力を重ねましたが、会場及びコースの損壊や協力団体の支援など様々な問題に直面し、現状ではランナーの皆様方をお迎えして安全に大会を開催することが困難であると判断し、やむなく中止の決定に至りました。

今回の東北関東大震災により壊滅的な被害を受けた被災地の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興を祈念いたします。

また、多くの参加申込者の皆様から「参加料の一部を被災地へ送って欲しい」という温かいご意見を頂きましたことから、今大会にエントリーされた皆様からの善意として、必要経費を除いた参加料を義援金として被災地にお届けしたいと思います。

なお、参加賞として準備いたしましたTシャツにつきましては、後日参加者の皆様にお送りいたします。大会を楽しみにされていた参加者の皆様には非常に残念なことは思いますが、ご理解を頂きご承諾を賜りますよう心からお願い申し上げます。

今後とも、かすみがうらマラソン大会に温かいご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成23年3月22日

かすみがうらマラソン大会実行委員会

東北関東大震災被災地へ援助(義援金)をされる方へ

日本赤十字社

震災の被害が甚大で広範囲に及んでいることから、被災県組織に代わり、義援金を受け付けています。

●窓口で

日本赤十字社土浦市地区事務局(市社会福祉課)で直接

●郵便振替口座へ振り込み

郵便局に備え付けの振込用紙で、次の口座へ振り込んでください。

口座番号/00140-8-507

口座名義/日本赤十字社 東北関東大震災義援金

※そのほかの金融機関の口座もありますので、詳しくはお問い合わせください。

●クレジットカード、Pay-easy、コンビニエンスストアで

日本赤十字社ホームページ(<http://www.jrc.or.jp/index.html>)で手続きを行ってください。

受付期間/9月30日(金)まで

※詳しくは、ホームページをご覧ください。同土浦市地区事務局へお問い合わせください。

☎ 日本赤十字社土浦市地区事務局
(社会福祉課内 ☎826-1111 内線2308)

中央共同募金会

「全国災害たすけあい」を実施し、被災した方の救助の一助とするために災害義援金を募集しています。

●郵便振替口座へ振り込み

郵便局に備え付けの振込用紙で、次の口座へ振り込んでください。

口座番号/00170-6-518

口座名義/中央共同募金会 東北関東大震災義援金

※そのほかの金融機関の口座もありますので、詳しくはお問い合わせください。

●現金書留で

専用封筒に「救助用」と明記し、中央共同募金会(〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目3-2 新霞が関ビル5階)へ郵送してください(郵便料金は免除)。

受付期間/9月30日(金)まで


※詳しくは、中央共同募金会ホームページ(<http://www.akaihane.or.jp/>)をご覧ください。茨城県共同募金会土浦市支会へお問い合わせください。

☎ 茨城県共同募金会土浦市支会
(土浦市社会福祉協議会内 ☎821-5995)

発行 土浦市 〒300-8686
土浦市下高津一丁目20番35号 ☎029-826-1111
<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/>
E-mail: info@city.tsuchiura.lg.jp

編集 市長公室広報広聴課

再生紙を使用しています

 環境に優しい大豆インキを使用しています

次回「広報つちうら」4月中旬号は、4月15日(金)発行予定です。

人口と世帯数(平成23年3月1日現在。国勢調査の速報値) 14万2867人 5万6779世帯